

## 第6回

# 石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合併協議会会議録

平成15年6月12日 開会

平成15年6月12日 閉会

第6回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成15年6月12日  
午後1時30分開議  
石和町スコレーセンター

- 第1 開 会  
第2 会長あいさつ  
第3 合併協議会委員及び幹事会委員の変更について  
第4 議 事  
    (1) 報告事項  
        報告第1号 総務・企画小委員会の審議経過について  
        報告第2号 産業・経済・建設小委員会の審議経過について  
        報告第3号 住民小委員会の審議経過について  
        報告第4号 教育小委員会の審議経過について  
        報告第5号 その他  
    (2) 協議事項  
        協議第1号 平成14年度歳入歳出決算の承認について  
        協議第2号 平成15年度歳入歳出予算の補正等について  
        協議第3号 11 一般職員の身分の取り扱いについて  
        協議第4号 12 特別職及び付属機関の委員等の身分の取り扱いについて  
        協議第5号 19 行政連絡機構の取り扱いについて  
        協議第6号 35 建設・建築事業の取り扱いについて  
        協議第7号 38 公共下水道の取り扱いについて  
        協議第8号 41 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取り扱いについて  
        協議第9号 44 介護保険の取り扱いについて(継続協議)  
        協議第10号 49 保健衛生の取り扱いについて(継続協議)  
        協議第11号 52 廃棄物・し尿処理の取り扱いについて  
        協議第12号 60 生涯学習施設の取り扱いについて  
        協議第13号 61 社会体育の取り扱いについて  
        協議第14号 その他  
第5 次回の協議会日程について  
第6 そ の 他  
第7 閉 会

開会 午後 1時30分

司会（風間喜久雄君）

委員の皆様方、本日は大変ご苦勞さまでございます。

進めさせていただく前にお願いを申し上げたいと思います。

携帯電話等につきましては、電源スイッチをお切りいただくか、発信音を抑えていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、石和町役場の風間でございます。

よろしくお願いいたします。

開会ということでございますので、相互にあいさつを交わしたいと思います、その場でご起立いただきたいと思います。

相互に礼。

ご着席ください。

ただいまから、第6回石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会を開催させていただきます。

なお、省エネルギー等の関わりもございますので、暑いという方につきましては、上着等をとりいただくことでお許しいただきたいと思います。

それでは、会議を進めてまいります、まず、会長でございます石和町の荻野町長からごあいさつをいただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長（荻野正直君）

皆さん、こんにちは。

石和町長の荻野でございます。

一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

梅雨に入りまして、うっとうしい空模様が続いているわけでございますが、皆様方、大変お忙しい中をお差し繰りいただきまして、お集まりいただき本当にご苦勞さまでございます。

また、過日、一宮町ならびに御坂町の一部におきまして、ひょうが降り、その害が出たというふうに承っております。ひょう害に遭われた方々に対しまして、お見舞いを申し上げたいと思います。

さて、昨年11月に法定協が立ち上がりまして、合併協議会が進んでいるわけでございますけれども、本日は第6回目の協議会でございます。

66項目ございます協定項目につきましても、一つずつ形になりつつあります。すべてが終わったわけではありませんけれども、調整すべき、あるいは残さなければならない課題もたくさんございます。これも考えてみますと、6町村がそれぞれ独自の歴史と文化を持ち、それぞれ自治体を形成しているわけでございますから、そんなに一朝一夕にこのことが決まるわけでもございません。われわれの目標は新しい時代に向かったの目標でございます。

過日、あるところでお話を聞きましたら、いわゆる町をつくっていく一番の基本というのは、みんなが一つの目標に向かって進めることで、その中で一番の基本にするのは、お互いが住みよい町をつくるために骨を折ることだと、いうふうなお話を承りました。

ちょうど合併のこういってお話をさせていただいておりますから、「なるほどな、新しい町をつくる時にもう一度そういったことを確認しながら、お互いに切磋琢磨すればいい町になるな」ということを私は感じました。

そんなふうな意味合いからも、本日もたくさんの議題があるわけでございますけれども、皆様方

のご協力によりまして、スムーズに会が進行することをお願いいたしまして、甚だ簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

司会（風間喜久雄君）

ありがとうございました。

続きまして、次第の第3番でございます。

合併協議会委員の変更についてでございますが、事務局よりご報告をさせていただきます。

事務局次長（宮島茂君）

それでは、委員の変更がございましたので、事務局から紹介をしたいと思います。

若い順に読み上げたいと思います。

恐れ入りますが、私がお名前をお呼びしましたら、ご起立をよろしくお願いいたします。

まず、一宮町の第5号委員であります雨宮良孝様。

続きまして、境川村の第2号委員であります、境川村議会議長の龍澤敦様。

続きまして、境川村の第3号委員であります相澤直樹様。

続きまして、境川村の第5号委員であります小澤恒夫様。

次に、一宮町の第2号委員であります、町議会議長の中川一彦様。

続きまして、一宮町の第3号委員であります萩原正純様。

続きまして、石和町の第5号委員であります山下安・様。

最後に、御坂町の第5号委員であります古屋栄様。

ありがとうございました。

続きまして、幹事会委員の変更がございまして、それにつきましては、資料の3ページに名簿を掲載してございますので、それで代えさせていただきます。

以上でございます。

司会（風間喜久雄君）

新たな委員の皆様方には、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、次第の第4、議事でございますが、協議会規約第9条によりまして、議長を会長にお願い申し上げます。

会長、よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、ただいまより議事に入ります。

スムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。

まず、報告事項であります。報告第1号 総務・企画小委員会の審議経過につきまして、小委員会の中村委員長さんから報告をお願いいたします。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

ご苦労さまでございます。

それでは、私のほうから、総務・企画小委員会の審議状況の報告をさせていただきます。

第5回の総務・企画小委員会を去る6月6日に八代町役場で開催いたしました。

項目名につきましては、協定項目4の新市の事務所の位置について、これは継続審議になっているものでございます。それから、協定項目5の財産、公の施設の取り扱いについて、協定項目8の地方税の取り扱いについて、これも継続審議になっているものでございます。それから、協定項目9の地域審議会の取り扱いについて、同じく協定項目10の一部事務組合の取り扱いについて、協

定項目 1 1 の一般職員の身分の取り扱いについて。協定項目 1 5 の支所、出先機関の取り扱いについて。協定項目 2 2 の消防団の取り扱いについて。協定項目 2 6 の財産区の取り扱いについて。

以上につきまして審議をいたしましたので、その状況についてご報告申し上げます。

まず、協定項目 4 の新市の事務所の位置についてでございます。

新市の事務所の位置につきましては、地域住民の利便性、交通事情及び官公署との関係等を考慮しつつ、各町村の生活区域及び庁舎立地条件等を勘案して協議を進めております。

事務局より、庁舎等の現況の一覧、官公署の一覧、6 町村の庁舎見取り図、及び行政組織体系図のシミュレーション、ならびに人口密度表の資料を提出していただき、審議いたしました。非常に難しい問題であります。

したがって、今後は各町村の庁舎の現状等を視察するとともに、継続して審議することといたしました。

次に、協定項目 5 の財産、公の施設の取り扱いについてでございます。

本日、配布いたしました調整内容シートの総務・企画の 5 をご覧ください。

シートの中ほどにある表は、現在 6 町村が所有する財産及び債務を集計したものであります。

また、資料の 2 枚目から 5 枚目は、この表の詳しい内容がありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

さて、具体的な調整方針でございますが、6 町村が合併時において所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。という内容でございます。ただし、基金のうち財政調整基金につきましては、標準財政規模の 8 % 以上、減債基金につきましては、一般会計地方債残高の 1 % 以上という最低基準を定め、それぞれ持ち寄るということで意見集約にいたしました。

次に、協定項目 8 の地方税の取り扱いについてでございます。

本日、配布されました調整内容シートの総務・企画 8 の 1 からご覧いただきたいと思っております。

まず、個人住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び入湯税につきましては、地方税の取り扱いにより、現行のまま新市に引き継ぐものとしておりますが、個人住民税の均等割につきましては、前にご説明申し上げましたとおり、人口が 5 万人を超えるということから、現行の年額の 2, 0 0 0 円が 2, 5 0 0 円になります。また、法人町民税における法人税割の税率ですが、現在ある市の税率等も踏まえ、審議を行ってきたわけでございますが、現行のまま標準税率とすることとしております。また、都市計画税につきましては、目的税でございますので、都市計画事業との調整を要することから、新市施行後の都市計画法土地利用計画に基づいて、課税範囲を検討していただくこととしております。

次に、納期でございますが、個人町民税につきましては、法定納期であります 6 月、8 月、1 0 月、1 月。それから固定資産税につきましては、石和町の例によりまして 7 月、9 月 1 1 月、2 月とすることとしております。また、軽自動車税につきましては、4 町村の例により 5 月とし、その他の税につきましては現行のとおりとしております。

このほか、納税組合等、一部の町村のみで実施している項目もございまして、これらにつきましては、関係町村において調整を図っていくこととしております。

次に、協定項目 9 の地域審議会の取り扱いについてでございます。

本日、この地域審議会についてのシートはお示ししておりません。

今回の小委員会におきましては、事務局より制度の趣旨及び先進地の先行事例等の説明を受けました。

地域審議会の制度は、合併により行政区域が拡大すると行政と住民の距離が大きくなる。このこ

とから住民の声が新市の施策に十分反映されにくくなるのではないかと、こういった懸念から、合併特例法の改正により創設された制度でございます。

また、この地域審議会は、旧町村単位で設けられることとなっており、新市の建設計画等の執行状況や変更に対し、長から諮問を受け、また、必要に応じ長に対して意見を述べることのできる付属機関であります。地域審議会の設置をするかどうかということにつきましては、各町村の意向によるものでございますし、また、新市の議会議員の定数、任期の取り扱いとの関係もございまして、そちらの審議結果を踏まえた上で十分審議し、シートとともに一括提案させていただきますので、本日は報告のみとさせていただきます。

次に、協定項目10の一部事務組合の取り扱いについてでございます。

本項目につきましても、状況報告ということで、まだシートはお示しておりません。

一部事務組合につきましては、複数の市町村が共同事務を行うために設置された団体、地方公共団体の組合でありまして、特に住民生活に関わりの深い消防、斎場、ごみ処理、し尿処理、水道などを広域的に処理する一部事務組合をはじめ、町村議会議員公務災害の事務処理を行う団体や恩賜林の保護団体など、一口に一部事務組合と言いましても種類が多いわけでございます。合併にあたりましては、それぞれの組合ごと、あるいは業務ごとに課題を整理し、住民生活に支障のないようにしていかなければなりません。

考え方といたしましては、大きく3つに分けられると思っております。

1つとしましては、現行のとおり新市に移行した場合には、合併前日をもって当該組合からいったん脱退し、合併時に新市において、加入をし直すといった手続き的なことで済むということが1つございます。

2つ目としましては、一部事務組合を構成する町村のすべてが、この6町村の枠組みの中にある場合、例えば、八代町・境川村中学校組合や4町村のし尿処理を行っております東八衛生センターなどは、新市の組織に編入されることとなります。

3つ目でございますが、新市の一体性確保という観点から、再編も視野に入れた慎重な協議が必要となってくることなどが考えられます。

特に、広域行政組合につきましては、東八と東山、場合によっては甲府地区とも関係してきますので、慎重な協議が必要となります。

いずれにいたしましても、一部事務組合につきましては、まずそれぞれの組織を構成する市町村、あるいは市町村長さんとの間で協議をしていただくということが先決であることを確認いたしました。

したがいまして、協議結果を踏まえた上で、また引き続き審議することといたしました。

次に、協定項目11の一般職員の身分の取り扱いについてでございます。

本日、配布の調整シート、総務・企画11-1をご覧ください。

一般職の職員は、市町村合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐこととし、次のとおり確認いたしました。

1つとして、職員数については新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。ということでございます。

2つ目、職員の給与については、職員の処遇、及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。現職員については現給を保障する。ということでございます。

3つ目につきまして、職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に調整し統一を図る。としております。

4つ目としまして、職階につきましては、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。  
以上のとおり、小委員会での審議が終了しておりますので、本日、後ほどご協議をお願いいたします。

次に、協定項目15の支所・出先機関の取り扱いについてでございます。

本日、配布シートの総務・企画15をご覧ください。

支所・出先機関の取り扱いにつきましては、前回の協議会でご報告申し上げました事務組織、機構の取り扱いと関係するわけですが、調製方針といたしましては、現役場庁舎は当面、支所として活用し、業務内容については住民サービスの向上につながるよう配慮する。また、6町村の各公共施設、いわゆる出先機関については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。という調整内容で意見集約いたしました。

次に、協定項目22、消防団の取り扱いについてでございます。

消防団の取り扱いにつきましては、合併時に統合するということでございます。

編成は、分団制に再編することが確認されております。

消防団員の費用弁償については、継続審議となっておりますので、その審議が整いましたら一括してご報告を申し上げます。

次に、協定項目26の財産区の取り扱いについてでございます。

調整シートの産業・経済・建設の26をご覧ください。

財産区の特別会計の扱いにつきましては、産業・経済・建設小委員会から付託されましたので審議を行いました。

財産区の会計については、その性質からして新市の特別会計ではなく、それぞれの組合の会計としていくことを確認いたしました。

詳細につきましては、産業・経済・建設小委員会より報告があることと思います。

以上、第6回の総務・企画小委員会の審議状況の報告をいたしました。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

中村委員長さんにおかれましては、大変ありがとうございました。

報告が終わりました。

何かご質問がございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に報告第2号 産業・経済・建設小委員会の審議経過について、小委員会の荻野委員長さんから報告をお願いいたします。

産業・経済・建設小委員会会長（荻野勇夫君）

どうもご苦労さまでございます。

報告第2号 第6回産業・経済・建設小委員会の審議状況を報告いたします。

平成15年6月2日に、午後1時30分より石和町役場会議室において行いました。

調整シートの協定項目7をお開き願いたいと思います。

ちょっとミスプリントがございますので、訂正をお願いしたいと思います。

一番右側の具体的な調整内容のところの真ん中ぐらいに、在任期間平成17年8月30日とございますが、それを31日に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、報告をさせていただきます。

農業委員につきましては、新設合併により町村の法人格が消滅し、6町村の農業委員選挙による委

員95名、選任による委員32名、合計127名すべてが失職することとなるため、次に挙げる2つの制度のうち、いずれかの制度を選択して、新市の農業委員を設置することとなります。

1つにつきましては、農業委員会等に関する法律及び公職選挙法を適用する場合がありますが、この制度を適用した場合には、合併後50日以内に設置選挙を行うことになり、選挙による委員が定数30名以内で選出されます。その他にJAふえふき、JAフルーツ山梨、山梨中央農業共済組合推薦する理事が各1名、新市の議会が推薦する学識経験者が5名以内で、合計38名以内の定数となり、任期は3年となります。

もう1つは、市町村の合併特例に関する法律を適用する場合ですが、この制度を適用した場合には、現在の6町村の選挙による委員95名のうち80名以内が、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することができます。在任する委員の80名については、選挙による委員の互選により定めることとなり、合併後1年を超えない範囲内で合併協議会が定める期間を在任することとなります。なお、選任による委員は同じく8名以内で、合計88名以内の定数となります。

定数が38名になった場合には、現在の3分の1以下に軽減するため、農業委員1人が担当する農地面積は約109ヘクタール、平均で3行政区を担当することとなり、委員の負担は大きくなります、住民サービスにも影響を及ぼすことも予想されます。また、議会議員の取り扱い結果によっては、市長、議会と同じ時期に選挙を行わなければなりません。

次に、報酬面では、現在6町村合計で年間2,209万3千円ですが、類似団体の平均額に設定した場合には、年間1,469万円と、約66%に減少することとなります。

在任特例を適用した場合には、現在127名が88名と約3割の減少となり、農業委員1人が担当する農地面積は47ヘクタール、2人で3行政区を担当することとなり、委員の負担増とサービス低下は緩和されることとなります。

報酬面では、新市の農業委員の報酬額を仮に最高額の石和町の例に合わせた場合、1,839万5千円で、類似団体平均額より年間約370万円多くなりますが、6町村合計額と比べて約83%に減少されることとなります。また、類似団体の佐久市の報酬額に設定した場合には、在任特例による報酬額のほうが少なくなるケースも出てまいります。

総合的に判断し、委員の負担増加が緩和されること、現状の住民サービスの維持が期待できること、報酬額も現在よりも減額されることから、在任特例を適用し、80名が在任することといたしました。

また、在任する委員の町村ごとの定数については、各町村の農地面積と基準農業者の比率により配分を行い、町村ごとに互選により在任する委員を決めることといたしました。

各町村の在任する委員数は、石和が12名、御坂18名、一宮15名、八代14名、境川11名、春日居10名となります。なお、一宮町につきましては、比率から20名になりますが、現在の選挙による委員が15名ですので、現状どおりの15名とし、差の5名分は他町村に配分をいたしました。各町村の最少数は、法で定められている10名とするため、春日居町に3名配分、減少する比率の高い石和町、八代町に1名ずつ配分をいたしました。

任期につきましては、平成17年7月19日が春日居町を除く5町村の農業委員の任期で、県の統一改選期にあたっておりますが、この地域では1年のうちでも最も忙しい時期にあたるため、この時期に改選は行わないこととしました。また、農閑期の2月頃の任期とした場合は、在任期間が4カ月ほど短く在任の意味がないことから、議会開催中の選挙を考慮し、山梨県農業会議も交えまして協議会を行いました。平成17年8月31日までの任期とすることにいたしました。

続きまして、協定項目26、財産区の取り扱いについてご説明いたします。

財産区の取り扱いにつきましては、シートの26をお願いします。

財産区の取り扱いにつきましては、先ほど、総務・企画小委員会の委員長さんより、当委員会からの付託事項、財産区の会計について報告があったところでございますが、全体の調整内容につきまして報告をいたします。

当初、恩賜林財産保護団体について、農林業振興の取り扱いの中で審議をはじめましたが、他の財産区に該当するものもないため、恩賜県有財産保護団体に関する項目を財産区の取り扱いとして、審議を行いました。

基本的な考え方は、新市の区以外にすべて含まれている恩賜県有財産区保護団体については、新市において財産区として存続することとし、新市以外の区域が含まれている保護団体については、一部事務組合として存続することといたします。

また、保護区域や保護団体構成員については、いずれの場合にも現状のとおり存続することといたします。

6町村の中で現在、財産区のある保護団体は、一宮町の大積寺山財産区、八代町の稲山及び牛ヶ額財産区、境川村の名所山保護組合の4財産区ですが、新市においてもそのまま財産区として存続します。

現在、一部事務組合である保護団体のうち、大口山、黒駒山、兜山、崩山、春日山保護組合については、6町村の区域内にすべて含まれているため、新市においては財産区として存続することとします。

6町村の区域外の地域が構成団体に含まれている保護組合団体は、財産区ではなく現在どおり一部事務組合として存続することとなり、一部事務組合の取り扱いにおいても審議をされています。

また、総務・企画小委員会から報告がありましたとおり、財産区の会計については、それぞれの組合の会計とすることとなりましたので、大積寺山、名所山財産区については、現在、町村の特別会計となっていますが、新市において組合会計となります。

続きまして、シートの協定項目37をお開き願いたいと思います。

上水道・簡易水道等の取り扱い。

水道会計について、現状のものを新市に引き継ぎ、当面は、会計の形態は上水道と簡易水道の二本立てでいくことといたします。地区で管理している簡易水道は、現状のまま新市に引き継ぐことで確認されました。

料金、加入金、分担金、手数料について、現状を新市に引き継ぎ調整をすることで確認されました。

督促手数料、延滞金について、新市において給水条例等を整備し、統一を図ることで確認されました。

検針について、各町村とも水道の検針については、契約に基づいて委託をしていますが、検針員の身分保障や待遇については、新市において統一することで確認されました。

料金徴収方法について、各町村とも窓口納付、口座振替を行っている現状を新市に引き継ぐことで確認されました。

主要施設について、施設台帳、管路図等については、新市で調整整備し、施設については継続して維持管理をすることで確認されました。

水道計画について、継続している事業は新市に引き継ぎ、各町村の事業計画を踏まえて、新市として事業計画を早期に作成することで確認されました。

補助金について、現状を新市に引き継ぎ調整をすることで確認されました。

続きまして、シートの調定項目39をお願いします。

使用料及び手数料の取り扱い。

農政関係証明手数料についてでございますが、農振証明手数料と農業委員会関係証明手数料について審議を行いました。

農振関係の証明書については、主に農地法4条、5条、あるいは相続税等の書類等添付用に発行しており、手数料については、石和町、一宮町を除く4町村が、手数料徴収条例の町村長が必要と認める条件の項目に基づき、徴収を行っています。ただし、農地法4条、5条の許認可事務等の申請書に添付する場合には、徴収することはできないとされていますので、発行件数に比べて手数料徴収額は少なくなっています。これについては、新市の手数料徴収条例によって合併時に調整することといたしました。

農業委員会関係の証明手数料ですが、御坂町と春日居町が一部の証明について手数料を徴収しています。こちらについても、許認可事務の添付用証明書について手数料を徴収することはできなくなっています。また、徴収の根拠として町の手数料条例を適用することが、農業委員会会長の証明手数料徴収について、町村長が定めた条例を適用すること。手数料が町村の歳入になることについては、是非する考えもあります。

農業委員会の証明手数料については、徴収根拠が曖昧で徴収していない町村が多いことから、基本的に徴収をしない方向で調整を行うことといたしました。

協定項目40、補助金・交付金の取り扱い、シート40-1をお願いいたします。

補助金・交付金については、農協への補助金、農林関係団体への補助金、観光関係補助金、商工関係補助金について審議を行いました。

補助金の内容については、団体運営活動に関する補助金、特定の事業に対する補助金等になりますが、基本的には、合併前に交付している補助金を新市に引き継ぐこととし、新市に補助金交付要綱に基づき、必要性、有効性、公平性等を考慮する中で、新市において見直ししていくことといたします。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

荻野委員長さんにつきましては、大変ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何かご質問がございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に移ります。

次に、報告第3号 住民小委員会の審議経過について、小委員会の鈴木委員長さんより報告をお願いいたします。

住民小委員会委員長（鈴木貞夫君）

住民小委員会の審議状況報告を行います。

住民小委員会を去る5月30日、石和町商工会館において開催し

協定項目32 温泉・保養施設の取り扱い、協定項目42 国民健康保険の取り扱い、協定項目44 介護保険の取り扱い、協定項目49 保健衛生の取り扱い、協定項目52 廃棄物・し尿処理の取り扱いについて審議しましたので、審議状況についてご報告いたします。

協定項目32、温泉・保養施設の取り扱いにつきましては、本日、配布されました調整内容シートの住民32-1をご覧くださいと思います。

6市町村の中には、3施設がございまして、「なごみの湯」「みさかの湯」「ももの里温泉」であります。春日居町の施設につきましては、老人福祉施設でありますので、温泉施設としては取り扱わないこととしました。

- 1、3施設については、現行の施設をそのまま新市に引き継ぐ。
- 2、休館日については、各施設が同日とならないよう合併時に調整する。
- 3、営業時間については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 4、送迎については、当面、現行のとおり行き、路線等については新市において検討を行う。
- 5、運営委員会につきましては、新市において新たに設置する。

なお、利用料については住民専門委員会で継続審議になっておりますので、本日は現状の一覧表の提示になります。

以上が、温泉施設の取り扱いの審議状況です。

協定項目4 2、国民健康保険の取り扱いにつきましては継続審議となっておりますので、本日、調整シートをご用意しておりませんが、審議の経過についてご報告いたします。

今回の小委員会では、国民健康保険の保険給付の内容、保健事業の内容、事務処理システム統一等について審議を行いました。

その結果、保険給付のうち、出産育児一時金及び葬祭費については、その金額を統一する方向で調整することを確認しました。

次に、保健事業につきましては、現行どおり引き継ぐこととし、新市において被保険者の健康の保持増進を目的とした事業計画を新たに策定し、事業を推進することといたしました。

また、国保の電算処理関係については、事務処理に遺漏を来さぬよう、システムの統一を図ることを確認いたしました。

なお、保険税の取り扱いにつきましては、継続審議となっておりますので、調整方針等が固まり次第、報告申し上げます。

協定項目4 4、介護保険の取り扱いについては、本日、配布されました住民4 4の、差し替えのシートをご覧いただきたいと思っております。

前回の第5回法定協議会におきまして協議され、調整方針の一部について修正を加えることとなりました。

調整方針のうち2、合併の日の属する年度の保険料は経過措置として、旧町村の保険料金額で引き継ぎ賦課し、平成17年度からは事業計画に基づく統一した保険料とする。といたした表現を、保険料については新市の介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。に改めることとしました。

小委員会での審議は終了しておりますので、本日、後ほど協議をお願いしたいと存じます。

協定項目4 9、保健衛生の取り扱いについては継続審議となっておりますので、本日、調整内容シートはお配りしておりませんが、審議の経過についてご報告いたします。

前回の第5回合併協議会において、健康診査、人間ドック、各種検診の自己負担金については、金額を統一するという調整方針について、統一した際の金額を示すことはできないかというご意見をいただき、再度、小委員会において協議いたしました。が、検診等の委託機関に違いがあり、また委託内容の検査項目に違いがあることから、委託機関を決定できない現段階では、統一した金額を明確にすることは困難であるということで、調整方針については、前回の提出議案のとおり、自己負担金については金額を統一するという文面といたしました。

なお、今後、金額を検討し決定していく上で、現在6町村が行っている健康診査、各種検診、人

間ドックに要する総経費に対して、自己負担金の割合がどの程度となっているか調査したところ、人間ドックについては約27.5%、検診等については約15%ということでありましたので、今後、協議していく上での目安とすることとし、委託機関、検査項目等の統一を図る中で、総合的に健康増進対策が推進できるよう、調整が図られるよう、今後も小委員会で検討していくことといたしました。

以上、保健衛生の取り扱いについて、前回継続審議となっておりました事項について、小委員会で審議しましたので、後ほどご協議をお願いいたします。

協定項目52、廃棄物・し尿処理の取り扱いについて。

廃棄物・し尿処理の取り扱いにつきましても、継続審議となっておりました2項目について審議を行いました。

まず、住民52-2の差し替えシートをご覧いただきたいと思います。

ごみの収集頻度についてでございますが、具体的な調整内容にもありますように、収集回数については、現行の収集体制を考慮する中で統一することとし、収集日については今後調整を図ることとしております。

次に、住民52-5の差し替えシートをご覧いただきたいと思います。

し尿・汚泥処理についてでございますが、東八衛生センターの一括処理も検討しましたが、現状の処理能力では大変厳しい状態になるということで、現行のまま新市へ移行することで調整を図ることといたしました。

今回の小委員会で審議が終了しておりますので、本日、後ほど協議をお願いしたいと存じます。

なお、詳細については、調整シートを参照してください。

以上、住民小委員会の審議状況につきましてご報告申し上げます。

議長（荻野正直君）

鈴木委員長さんにおかれましては、ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何かご質問はございませんでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に、報告第4号 教育小委員会の審議経過について、小委員会の中村委員長さんからご報告をお願いいたします。

教育小委員会委員長（中村喜光君）

それでは、教育小委員会の審議状況をご報告申し上げます。

第6回教育小委員会は、6月4日、御坂町保健センター会議室において、全員出席し実施いたしました。

お手元の協議シート、教育62、63、64、3項目でございますが、はじめに、教育62、体育施設の取り扱いをご覧ください。

体育施設の取り扱いについては、学校体育施設の開放、社会体育施設、施設管理体制について審議を行いました。

学校体育施設は、6町村の管内の中学校5校、小学校12校に体育館17、格技場1、校庭17が設置されておりますが、すべての施設が社会教育に開放されており、地域住民の健康づくりやコミュニケーションの場として役立っているところです。

社会体育施設は、体育館4、グラウンド7、テニスコート8、柔剣道場4、弓道場6、夜間照明施設31、その他相撲場、ゲートボール場等が設置されており、町民の健康づくりと、体育協会や

スポーツ少年団、スポーツクラブ等の競技力向上に寄与するとともに、県内外や全国規模の公式大会が開催されるなど、広範囲に活用されているところでございます。

施設管理体制については、管理人を設置している施設が7施設ありますが、その他の施設については、基本的には教育委員会の事務局担当者が施設管理を行っています。休日、夜間等の体育館及び夜間照明施設を使用する場合には、使用者にカギを貸し出す方法、近所の住人に委託する方法、カードによる照明の点灯等の方法により、社会体育施設が利用されています。

体育施設の管理運営体制については、地域の特色等を考慮する上で、基本的には現状のとおり新市に引き継ぐことといたしますが、新市において貸し出しの内容や管理体制について、一定の基準を設けることが必要と考えております。

この協議項目については、高校生のクラブ活動への利用、調整会議の内容、減免基準など、ならびに管理上の課題等について、各町村の状況を再度調査する必要があるというご意見がございまして、次回に継続審議といたしました。

なお、体育施設の使用料については、次の使用料及び手数料取り扱いの項目で審議をいたしております。

続きまして、協定項目、教育63、使用料及び手数料、教育関係の取り扱いについてご報告申し上げます。

教育関係の施設使用料については、学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の使用料について審議を行いました。

学校教育施設については、管内17小中学校の体育館・グラウンド等について、社会教育施設については、14施設の集会場・会議室・研修室について、社会体育施設については、グラウンド・体育館・テニスコート・弓道場、柔剣道場・夜間照明施設等について、それぞれ社会教育開放に関する条例や、使用料徴収条例、設置及び管理条例等により使用料を徴収しております。

使用料算定については、類似施設等を参考にして、電気料や備品の使用料、施設の規模、内容等を考慮しながら設定していると思われませんが、施設ごとにその算出根拠は明確ではありません。

施設使用料については、地域の実情やこれまでの経緯もあり、合併時には現行のとおりといたしますが、基本的には建設年度や施設の規模・内容等によって、同レベルの施設に料金格差が生じないように算定基準の統一化や、施設の規模・内容に応じた適正料金の設定について、新市において検討することとします。

続きまして、協定項目64、補助金・交付金（教育関係）の取り扱いですが、協定シート、教育64-1、補助金・交付金（教育関係）の取り扱いをご覧ください。

この協議項目の中では、学校教育関係、社会教育関係、社会体育関係の補助金について審議を行いました。

補助金・交付金については、各町村の従来からの経緯や実情もあるため、基本的には現行のとおり新市に継続するものとします。しかし、同じ市内でありながら、例えば、修学旅行などの校外行事における1人当たりの補助金の額や、その算出根拠が、旧町村ごとに異なり、同じサービスを受けられないということでは、公平性に欠けますから、基準を統一するなどして全体の均衡を保つ必要があります。

全体的には、補助金の必要性、有効性、公平性等を考慮しながら、類似補助金の統一や、独自の補助金の拡大や見直しなど、新市において速やかに調整・検討を行うことといたします。

以上、教育小委員会での審議状況の報告といたします。

議長（荻野正直君）

中村委員長さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何かご質問がございませんでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に報告第5号 その他であります、何かございますでしょうか。

事務局、お願いします。

事務局員（成島敦志君）

事務局の成島です。

電算システム統合に向けてのシステム構築業者選定状況について、ご報告いたします。

町村が行っている業務につきましては、住民登録また税金、保健、福祉など住民情報をはじめ、あと財務、給与、人事など内部情報、それから戸籍システム等、多くの事務が電算化されております。

6町村それぞれが導入しておりますので、そのシステムにつきましてはそれぞれ違いがございます。

合併にあたりまして、これを一つに統合するためには、現状のシステムを生かしながら統合する方法、それから、新しいシステムを導入する方法が考えられます。

電算システムの統合では、昨年、大手の銀行が合併したときに、既存のシステムを生かした方法で統合して、スタートさせたということがありましたけれども、そのときには社会的問題が発生いたしました。そういうことは皆さんご記憶に新しいのではないかと思います。

現在、合併時の電算システム統合につきましては、第4回合併協議会で、総務・企画小委員会から報告がありましたとおり、事務的な調整事項として作業を進めているところであります。

6町村の合併によるシステム構築で、まず第1に考えなければならないのは、合併時に住民サービスに支障を来たさないシステムにするということでございます。

新しいシステムをそういう考えで、まず支障のないシステムにしていくという考えの中で、新しいシステムを導入するという方針で、現在、作業を進めているところです。

その作業過程といたしましては、住民情報システム系、それから財務・人事・給与システム系、そして戸籍システムの3部門に分けて、それぞれのシステムを持っていて、なおかつ合併に対し体力的に十分対応できる業者を選考いたしまして、その業者から提案書を提出していただき、その提案書をもとに、専門的な分野でございますのでコンサルタント会社の分析評価を参考にして、まず合併時に住民サービスに支障のないシステムを構築することを基本としまして、なお、費用面につきましても、できる限り抑えることとして業者選定作業にあたりました。

その結果、5月23日開催の第4回電算システム選定会議におきまして、最適と思われる業者提案を選考し、5月30日の運営調整会議において、次のとおり内定いたしました。

まず、住民記録・税・福祉などの住民情報系につきましては、日本電機株式会社、財務・人事・給与など内部情報系につきましては、株式会社YCCと富士通株式会社の共同提案が合格であると判断いたしました。

今後は、さらに事務的な打ち合わせを行いまして、日程等の関係から、合併時に支障を来たさないよう作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、戸籍システムにつきましては、現在、3町が電算化されておられません。3町とも15年度に導入予定でありますので、今後、6町村の合併時には円滑に移行できるよう検討していくこととしております。

以上、電算システム統合に向けての事務作業状況を報告させていただきました。  
ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（荻野正直君）

事務局より、電算システムについての報告がございました。  
何か質問がありますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、協議事項に入らせていただきます。  
まず、協議第1号 平成14年度歳入歳出決算の承認についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

それでは、平成14年度の合併協議会にかかる決算についてご説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

まず、歳入であります。

平成14年度の合併協議会につきましては、7月に任意の協議会がスタートし、各町村からの負担金や県からの補助金で運営しておりました。

しかし、11月に法定の協議会に移行した経緯があります。その際、法定協議会としての予算を組み直したわけですが、残額を諸収入としてすべて計上した経緯がございますので、歳入なんですが、このような形になっているわけがございます。

県の補助金90万円ではありますが、これにつきましては補助金の精算払い分であります。諸収入983万8千円と合わせて1,073万8千円の予算に対し、収入済額は1,073万7,383円でありまして、預金利子などの収入減により617円のマイナスになっております。

次に、歳出であります。総務管理費の予算360万2千円に対し、支出額273万5,963円、事業費の予算704万3千円に対し、支出額423万2,471円、予備費の支出は0でありましたので、総じて1,073万8千円の予算に対し、支出済額は696万8,434円でありました。

5ページをご覧ください。

実際の収入金額1,073万7,383円に対しまして、実支出金が696万8,434円でありましたので、差引376万8,949円が残額となりました。

これにより、合併協議会の平成15年度への繰越額が確定したところでございます。

続いて、6ページですが、歳入歳出の科目でいうところの款、款ごとの説明。

それから、7ページ、8ページ、9ページは、歳入歳出それぞれの、より詳しい科目ごとの説明となっております。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、監査委員さんから監査報告をお願いいたします。

原田監査委員さん、お願いいたします。

監査委員（原田徹君）

去る5月19日にでございますが、もうお一人の監事でございます竹下監査委員さんと共に、平成14年度石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会歳入歳出決算につきまして、予算差引簿及び関係諸帳簿、証拠書類等を審査いたしました。適正に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

監査委員さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明及び監査委員の報告が終わりました。

この件について何かご質問がございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、平成14年度歳入歳出の決算は承認されたものといたします。

ありがとうございました。

次に、協議第2号 平成15年度歳入歳出予算の補正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

それでは、事務局から、平成15年度補正予算についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

今回、補正をする理由であります。

まず、歳入であります。前回承認をいただきました当初予算におきましては、繰越金を350万円と、実は仮置きしておきました。しかし、このたび14年度決算が確定したことにより、繰越金が376万8,949円となりましたので、差額26万8,000円の補正でございます。

次に、歳出であります。

補正する理由ですが、本年5月に職員が増員になったことによる時間外手当の増額、また、職員増による事務所の移転を行いました。それに伴う賃借料の増加や、光熱水費や公用車リース代などの増加によるものであります。

なお、形上は予備費から2万円、事業費から448万円を引き抜き、総務費へ流用する形になっておりますが、事業費の流用といった点についてでございますが、これにつきましては、本来行う予定であった事業を中止して流用するというのではなく、当初予算で先進合併協議会の例を参考に予算計上をしていた事業が、業者に丸投げをするというようなことではなく、協議会職員が汗を流すことにより節約できる見通しが、立ったためのものであります。

続いて、12ページですが、歳入歳出の科目でいうところの款による説明、それから12、13ページに歳入歳出のより詳しい科目による説明となっております。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問等はありませんでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、事務局案を承認してよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

それでは、承認させていただきます。

ありがとうございました。

それでは、協議第3号 一般職員の身分の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定項目 1 1 番 一般職員の身分の取り扱いについてご説明いたします。

これにつきましては、実は、先ほどの総務・企画小委員会のほうから、本日の提案でございますけれど、一般職員の身分の取り扱いにつきましては、法令に基づき対処していくものであり、取り立てて議論の余地がないものと思われまますので、今回提案ですけれども今回協議と、そういう判断をさせていただきます。

それでは、調整方針（案）を読み上げます。

調整方針（案）

1. 職員の身分及び定数管理

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

2. 職員の給与及び職名の取り扱い

職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正の観点から調整し、統一を図る。

ただし、現職員については現給を保障する。

職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。

職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第 4 号 特別職及び付属機関の委員等の身分の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

これにつきましては、前回 5 月 1 4 日にやりました第 5 回目の協議会で報告してあります。

シート 1 2 をお開きください。

それでは、調整案を朗読させていただきます。

調整方針（案）

特別職等の（消防団員は除く。）身分については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のように調整する。

（1）常勤特別職の身分については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

（2）議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

（3）行政委員会の委員数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

(4) その他の条例で定める特別職については、6町村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町村または2町村にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額は現行の制度を基に調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございませんでしょうか。

(なし)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第5号 行政連絡機構の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 19 行政連絡機構の取り扱いについて

これにつきましても、前回5月14日の協議会で提案しております。シートは19番目でございます。

それでは、調整方針を朗読いたします。

調整方針（案）

行政連絡機構（行政区）の取り扱いについては次のとおりとする。

1. 行政区（自治会組織）については、現行どおり新市に移行する。
2. 新市移行後も（仮）行政区長設置に関する条例等を定め、連絡組織を設ける。任期、改選時期等については、当分の間、旧町村の実情を考慮し、統一に向け努力する。
3. 区長等の報酬額については、積算根拠の一元化を図り、合併時まで調整する。
4. 行政配布物の配布方法は当面現行のとおりとし、配布回数については月1～2回程度とし、新市において調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

委員（樋口元治君）

八代の樋口でございますが、連絡機構という場合に、一般的には区だけでなく、その下に部があって、その下に組があるというのが、今の私の所属している区の行政機構でございますが、そういう区まででなくて、部、組、一般家庭という、そのへんの組織的な議論というようなことがされましたかどうか。また、今後どういうふうな取り扱いをしていくのか、お考えが議論されているのかどうかお伺いいたします。

それから、もう1つ、合併しますと恐らく区の数も多くなると思いますが、区行政を進めるについて、区長の補佐的な事務局というようなものを新市で、どういうふうにお考えになれるか、というような点でございますが。

ご承知のように、区長はお百姓をやったりお勤めをやったり、あるいは定年退職して70になったりというような人も多いわけでごさいます、自分で企画・立案してというばかりにもいかない点もありますから、事務的な補佐、ワープロを打ってもらったり、あるいは印刷してもらったりというふうな、そういう点が今後の自治会組織には大変重要ではないかと思うわけでごさいます。そういう点についてご議論がされているかどうか。あるいは、その結果、方向性はどうかというようなことを質問させていただきます。

議長（荻野正直君）

事務局よりお答えをお願いします。

事務局員（荻原明人君）

事務局の荻原です。

ただいまのご質問につきまして、説明をさせていただきます。

行政連絡機構の組織的なことについて、1点目のご質問であります、組織については当面現行のとおりということで確認しております。各町村によりまして、区の下に組があって、あるいは部があってというように若干の差はあるわけですが、それぞれ地域の実情等もありまして、また、長い歴史の中でそういった組織がつくられておりますので、それはまた合併後に調整を検討していく。

それから、行政連絡機構といたしまして、各町村の現在、区長会という組織があるわけですが、それを聯合会的に連絡調整をつくっていくような、上のほうの組織、そういった検討もされております。

細かい部分につきましては、ただいまご質問がありましたけれども、今後の専門部会あるいは小委員会等で、協議あるいは審議をさせていただきます。

それから、2点目のご質問ですが、行政運営をしていく上で、各区の組織あるいは区長さん方にいろいろお願いすることが多くありまして、行政運営をする上では欠かせないわけですが、非常に忙しい中を区長さん方の業務もいろいろ多岐にわたるわけですが、新しい市の組織の中で、本庁あるいは支所がつくられていくと思っております、それぞれの支所の中にも区長会あるいは自治会の事務を行う部署、総務的なところがありますので、そういったところに対応をさせていただきます。実際、どの程度の事務を行うかということは今後の協議になろうかと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

議長（荻野正直君）

八代町の樋口委員さん、今の答えでよろしゅうございませうか。

（「はい」の声あり）

ほかにいかがでございませうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしゅうございませうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第6号 建設・建築事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 35 建設・建築事業の取り扱いですが、これにつきましては、前回5月14日の協議会へ報告をしたものでございませう。

項目とすれば、道路境界事務に関する事項とか、道路整備に係る用地取得及び整備基準が項目だらうと思いますが、全体の調整案としまして、継続中の事業については新市に引き継ぐ。道路整備に係る用地取得、補償基準及び整備基準は新市の基準を作成する。

建設工事執行規則については、新市に合わせた規則を制定する。

以上が調整方針（案）でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第7号 公共下水道の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 38 公共下水道の取り扱いでございます。

これについても、前回、小委員会のほうから協議会へ報告された事項でございます。

項目とすれば、負担金から負担金の納期、前納報奨金制度とかいろいろ小さい項目はありますけれども、それらについてはシート 38 にありますので、それをご覧いただきたいと思います。

全体の調整方針（案）としましては、基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、受益者負担金や使用料等は、当面現行のとおりとし、できる限り早期に新市において統一をする。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

どうぞ。

委員（原田徹君）

御坂の原田と申しますが、下水道の取り扱いの関係なんです、現行のとおりというのは、各町村間で扱っている中身をそのまま、例えば17年度、18年度は使っていくという意味なんですか、そのことをまず確認したいと思います。

議長（荻野正直君）

事務局。

事務局次長（宮島茂君）

そういうことです。

委員（原田徹君）

その場合でございますけれども、ほかのものもたくさんそういう制度があるわけですが、制度的に新市になった場合について、1市2制度、3制度ということが出てくるわけですが、こうした問題については、できるだけ統一を図っていくのがいいのではないかと思うわけです。

これを見せていただきまして似かよっている部分があるわけですが、できれば新市の段階で統一をなさって、できるだけその負担を統一していくということが、いわゆる同じ下水を使っていくわ

けですから、そういう意味ではベターかなと思うわけですが、そういう方法は考えられないでしょうか。

議長（荻野正直君）

そりでは、事務局でお願いいたします。

事務局員（坂下勉君）

事務局の坂下です。

先ほどの委員さんからのご質問ですが、この調整方針の内容に書かれておりますように、できる限り早期に新市において統一をする。できる限り早期に統一するというのは、具体的にどのくらいかということは、概ね3年以内を目安に統一していかうではないかということで、分科会あるいは専門部会のほうで意見集約されているところでございます。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございますか。

はい。

委員（原田徹君）

結構だと思うわけですが、今、見せていただきますと、各町村ほとんど差がないんですね。ですから、こういう統一できそうなものについては、3年以内と言わず早々にやっていくということがいいと思うのです。ですから、一つの市になったときに、ほかのこともあると思いますが、いくつもの制度がでるということについては、できるだけ避けるということがいいと思いますので、できそうなものについてはできるだけというよりも、むしろ早々に統一していくということがいいと思いますので、できればそういう方向をとっていただけるようにご努力をお願いしたいと思います。

事務局次長（宮島茂君）

ちょっとお伺いいたしますけれども、努力ということでよろしいでしょうか。

一応、可決のほうは・・・。

努力ということで理解いたしました。

議長（荻野正直君）

それでは、ご質問の件につきましては、できる限り早急に努力するというので、ご理解をいただきたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第8号 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定項目41番、戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取り扱いについてでございます。

これにつきましても、前回の協議会で小委員会から報告してございます。

項目とすれば、原本の保管から戸籍電算システム、住民基本台帳電算管理、住民基本台帳ネットワーク、その他いろいろありますが、それぞれのサービスについての調整内容につきましては、シー

トのほうに書いてございます。

ここでは、全体をまとめた調整案としまして、1. システム等の充実を図り、住民サービスの向上に努めることとする。

まさしく、これにつきましては、電算の話先ほど報告させていただきましたけれども、着々と事務作業が進んでおります。

以上です。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

春日居の山崎でございます。

最初に、住民基本台帳のこの8月から、カードは全6町村で使用されるのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

議長（荻野正直君）

事務局でお願いします。

事務局員（風間昭彦君）

事務局の風間と申します。

ただいまのご質問でございますが、広域交付に関する住基カードということでございますが、このシートにもございますけれども、15年8月より発行ということで進んでおりまして、それらの内容についても、合併を見据えまして統一した形の中で、内容についてもやっていこうということで、進めております。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（山崎光世君）

このカードを見ると住民票とかその程度で、各町村が進んでいるのではないかと思います。登録できるものの量は膨大にあるわけですね。例えば、健康管理に関するものとか、公共施設の利用とか、簡単にいえば図書館、それから介護保険の資格確認とか給付管理も、全部これで行けるといって、そういうカードの能力を全部使うような方向で考えるのか。それとも、現状の住民票程度で使うというのか。

せっかく大きい7万というエリアになって、このカードを使うのであれば、カードをフルに使うことによっていろいろな利便性も図れるし、経費的にも削減できる。例えば、それぞれの図書館カードを作るのであれば、このカード1枚でそれも兼ねられるということであれば、図書館のカードは別に作る必要もないということで、そういった細かいものを積み重ねると、経費の削減もできると思うのですが、そのへんのことの検討はされているのかどうか。

事務局員（風間昭彦君）

今のご質問でございますが、委員さんがおっしゃるとおり、カードにつきましては、その容量に応じて、各町村の判断によりまして、いろんなデータを対応できるということでございますが、現行、分科会等担当者の協議ですと、とりあえず、この8月のカード発行につきましては、住民票のみの対応とするということでございます。カードのほうが新市になりますと、ここで8月に一応希望者ということで、有料ということになるわけですが発行いたしまして、新市になりますと新たに、

当然町村名が変わりますと発行しなければならぬということになりますので、新市に移行で新しいカードを発行する時点で、そのへんの内容についても検討して、対応していくというような調整になっております。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（山崎光世君）

今の質問は、後半の部分だけを聞いて、新しい市になってからどうするのかということだけだから、そうすると、現状、合併協では考えずに、新市で発行する段階でもう一回、新しいカードのときに検討するという解釈でいいということですか、ありがとうございました。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございましょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定をいたします。

次に、協議第9号 継続協議となっておりました介護保険の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 44 介護保険の取り扱いについてでございます。

これについては、前回5月14日の協議会でご協議を願ったのですが、具体的なことを言いますと、調整方針の1、2、3、4、5とあります2が、実は問題でして、前回はこういう文言でございました。

「合併の日の属する年度の保険料は、経過措置として旧町村の保険料額で引き続き賦課し、平成17年度からは事業計画に基づく統一した保険料とする」と、その文言を、よりマイルドにならないかというようなご意見がございまして、考えてまいりましたのが今回でございます。

2. 保険料については、新市の介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。

ぜひ、この程度でもってよろしくお願ひしたいという、そういうお願ひでございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

では、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第10号 継続審議となっておりました保健衛生の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 49 保健衛生の取り扱いであります。これにつきましては今回の提案内容の文言は、実は前回とまったく同じでございます。

先ほど、住民小委員会から報告がありましたけれども、前回の協議におきまして、健康診断や人間ドックなどの自己負担金を統一すると、そういう調整方針に対しまして、統一した際の金額を示すことができないかと、そういうご意見をいただきまして継続審議となったものであります。

これにつきまして、小委員会で再度協議をしたところ、委託先機関や委託内容、検査項目などに差があることなどから、委託先機関を決定できない現段階では、統一した金額を明確にすることは困難であると、そういうことであります。

しかし、今後金額を検討し決定していく上で、総経費に対する自己負担額の割合なども参考にし、かつまた、委託先機関、検査項目などの統一を図る中で、総合的に健康増進が図られるよう検討していくということが、確認されましたので、そのような考え方をご理解いただく中で、小委員会としては、この提案内容で承認を願いたいというものであります。

なお、今後は以上の考え方により、小委員会で金額の統一に向け努力をしていくというものであります。

以上です。

お願いします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

では、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第11号 廃棄物・し尿処理の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 52 廃棄物・し尿処理の取り扱いについてでございます。

これにつきましても、前回5月14日の協議会へ提案してございます。

中身としましては、ごみの分別、収集、処理、また、ごみに関する各種制度、し尿・汚泥処理、それぞれの項目ごとの調整内容につきましては、シートのほうに細かく書いてございます。

ここでは、全体の調整方針の案を朗読いたします。

1. ごみの分別については、当面現行のとおりとするが、新市移行後において統一を図る。
2. ごみの収集については、当面現行のまま新市へ引き継ぐこととし、収集運搬体制（直営・委託）については、処理施設等が確定した時点で統一を図れるよう調整する。

なお、収集頻度については、合併翌年度より統一できるよう調整する。

3. ごみの処理については、現行のまま新市へ引き継ぐこととし、処理施設については合併後検討することとする。

なお、可燃ごみについては指定袋とすることで調整を図る。

4. 廃棄物減量化対策、環境保全対策、汚染監視体制等については、制度の統一を図るとともに、現行の体制を低下させないように努める。

関係補助金及び報酬については、内容を精査し合併までに統一できるよう調整する。

5. し尿・汚泥処理施設については、現行のまま移行する方向で調整を図ることとし、新市において整備等を含め検討する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

はい。

委員（山下安・君）

私、山下と申します。

ごみの収集問題でございますが、私は旅館組合の代表として来ておりますが、いままでの石和町の現行の中で、私たちはごみに対する、収集していただくものに対しては、すべてのものにお金を払ってきております。そういう中で、新しい市になるときに、できれば観光の町、果実の町でございますので、ぜひごみの収集を新しい市のほうで、何か考えていただくような方策がございましたら、していただければありがたいと思っております。

以上です。

事務局次長（宮島茂君）

今の話は、事業系のごみということでしょうか。

議長（荻野正直君）

事業系のごみ。

事務局次長（宮島茂君）

要望という理解でよろしいでしょうか。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございますでしょうか。

（ な し ）

ないようでございますので、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第12号 生涯学習施設の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 60 生涯学習施設の取り扱いについて、これにつきましても、前回5月14日の協議会へ報告をしてございます。

項目としましては、生涯学習、社会教育施設及び公民館などがございます。

それぞれについては、シートにそれぞれの調整方針が書いてございますが、全体としまして、生涯学習施設、公民館施設等の管理・運営については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございましたでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第13号 社会体育の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 6 1 社会体育の取り扱いについて、これにつきましても、前回の協議会で報告をいたしております。

内容的には、体育まつりや各種スポーツ大会やイベント、または保険や見舞金制度、また、体育指導委員の制度やスポーツ振興審議会などがあります。

それぞれにつきましましては、シートにそれぞれごとに調整が書いてございます。全体としまして

- 1．各種スポーツ大会及びスポーツ教室については、現行どおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 2．傷害見舞金や大会出場奨励費等、各種制度については、現行どおり引き継ぎ、新市全体の均衡を保つため、新市において調整する。
- 3．体育協会については、組織の意向を尊重しつつ、速やかに統合できるよう新市において調整に努める。
- 4．体育指導委員、スポーツ振興審議会委員等については、新市において設置し、定数、任期等必要な事項は合併時に調整する。

体育指導委員の定数については、現行水準が低下しないよう調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第14号 その他であります。何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員（樋口元治君）

本日で2回目の委員出席で、先ほどは座ったまま発言して大変申し訳ございませんでした。

私は、2回出席いたしまして、合併協議会の調整事項をお聞かせいただいて、こういう点がこれでいいのだろうかという、素朴に思ったわけでございます。

調整の表現の中に、「速やかに調整する」「合併後速やかに調整する」「合併時まで調整する」とか、「新市で調整する」「新市で基準を作成する」「できるだけ早期に調整する」「新市で統一する」「統一できるよう努力する」というふうな表現がいたるところに、ほとんどと言っていいほど使われているわけございまして、大変事務局でご足労されている点につきましては、ご苦労ということで感謝を申し上げるわけでございますけれども、こういう表現で、例えば9月頃から始まる部落懇談会へ行って、「この点については新市で調整する」というふうな説明で、合併の話が進むかどうかという点について、非常に疑義を持ちました。

これはざっくばらんの話でございますが、そこをお願いですが、確かに保健衛生とか介護保険とか、あるいは国保とか難しい問題もありますけれども、少なくとも合併は、私たちが承って、ある

いはまた、区長として小さな部落の区長として部落へ行って話をしたときも、「合併すれば少ない負担で、ゼロというわけにはいかないけど、負担も比較的安くなって高いサービスが受けられるようになるんだ」というふうな話をした責任上もございまして、提案をさせていただくわけですが、例えば、教育とか保健、福祉、生活というふうな分野で、調整できるものは調整して、しかも、前回も、また今回も議論がありましたように、サービスは高いサービスが受けられるように、だけど負担は単村でいたときより「こうだぞ」というふうな、目玉になるようなものがつくれないかどうか。それを持って部落懇談会へ行くと。大変難しい作業だけど、事務局や、あるいは専門部会でやっていただいて、「こうだぞ」というふうな説明ができるようなものが、つくれないかどうかということを考えまして、お願いをするわけですが。

なんにしても、「新市で統一するだぞ」「新市でつくるだぞ」というばかりの説明では、住民に対して合併の必要性、「合併しなければならぬだぞ」「合併すればこうなるんだぞ」というふうな、責任がとれないように思うわけですが。

私も区長会長ということ承ったら、合併協議会の委員だということで、お邪魔させていただいているわけですが、何かまいち足りないような気がいたします。

これは末端にいる住民の人たちの意見を聞くにつけて、そんな感じがするわけですが、なにか新しいいい方向といえますか、ことができないかどうか、駄弁で大変恐縮ですが、発言させていただきました。

それから、いま一つ、戸籍住民登録で確かにコンピューターで新システムをつくって早いサービスができるということは、大変ありがたいことで必要なことですが、いくらい機械が入っても、窓口にいる職員の資質が問題だと思うわけですが、特に合併して支所というようなところが、戸籍の第一線になると思うわけですが、これはまだ合併になるというところの問題ですけれども、職員研修をどのようにするのかというような議論、市として職員研修所というようなものを造るのかというような議論、それから窓口の職員の配置というようなことについては、素晴らしい職員を配置していただけるようお願いしたいと思います。

その2点、駄弁ですが申し上げまして、よろしく願い申し上げます。

事務局次長（宮島茂君）

私どもの尻を一生懸命たいてくれたと、そう思っております。ありがとうございます。

実際問題、私ども一生懸命に事務事業のすり合わせをしております、地区の住民説明会に行くときに、何かいい玉を探そうと、実は努力をしております、そうは言いますが、会長のあいさつにもありましたけれども、6町はそれぞれ歴史がある中で、また、それぞれ違うスタンスで取り組んできたわけですから、やはり一緒にするというのは、なかなかえらいのかなという実感を今しております。

そうは言っても、全部が全部新市に引き継ぐでは合併の調整作業はいりませんので、極力調整できるものは調整をしようと、そういうことだからかかっておりますので、ぜひご理解のほどよろしくお願いいたします。

職員研修うんぬんは、ちょっと私の口からはしゃべれないと思いますので、失礼をいたします。

議長（荻野正直君）

職員研修の件でございますが、今、ここにおります6町村長の合言葉として、いつも申し上げておりますことは、とにかく合併までにそれぞれが最高の状況で一緒になりましょうと、そして、八代町の町長さんのお言葉をお借りすれば、合併するまでにお互いの身づくりをしっかりとしよう、というようなことを会議のたびに申し合わせさせていただいております。

ご指摘のように、この問題につきましては、住民サービスをいかにしっかりするかというふうなことについては、新市になったとたんに、このレベルが低下するようなことがまったくあってはならないと、いうふうにお互いに肝に銘じておりますから、そういった面でもまたご意見、そしてご指導をいただければありがたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

はい。

委員（山下安・君）

山下と申します。

たびたびすみません。

先ほどのごみの問題と生ごみの問題をぜひ検討の中に入れていただきたいと思います。

それから、もう1点、私はいままでこういった会議には出席はさせてもらわず、合併に対することも町で決めた方、いろんな方がやっていて、私たちは任せておけばいいのだと思っておりました。でも、こうして出席をさせていただく中で、末端に住んでいる方々のご意見というのはたくさんあります。ぜひそのへんのところを踏まえて、合併なら素晴らしい合併に踏み込んでいただきたいと思います。

と言うのは、私たちも商売をさせていただく中で、当然この合併もいいなと思いますけども、でも、逆の部分もたくさんございます。ですから、いい部分と悪い部分とか、いろんな部分をさらけ出して、合併に向けて進んでいただければありがたいなと思います。

末端に住んでいる方はいろんな意見がございます。これは私がここでマイクを持って言うべきではないと思いますけれども、本当にここにいる方は合併ありきで進んでおりますけども、そうでない方もおりますので、ぜひそのへんのところをご理解いただいて、より良い合併方向に進んでいただければと思います。

勝手なことを言って申し訳ございません。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

確認を一つだけさせていただきたいと思いますけども、今ここで合併協議会、合併につきましてはここが最高の決定機関という形で進めさせていただいております。ここまでの過程におきましては、各それぞれの町村におきまして検討委員会、あるいは何々研究会というふうな会がございます。なおかつ、本日協議事項に入れさせていただいている件につきましても、1回提案を申しあげまして、各町村にお持ち帰りをいただき、そしてまた、ここに挙げていただくというふうな経緯も経ております。

できる限り各町村の中でご検討いただき、問題が明確になった時点で早急に小委員会、あるいは、それぞれの調整会議等でも検討させていただきたいと思いますから、ぜひそのへんのこともご理解をいただきまして、これからの合併協議に、またご協力いただければありがたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかいかがでございましょうか。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

春日居の山崎ですが、石和の山下委員さんからの今の話は、そのまま放って置く話ではないと思

うので、この合併は7万の人数合わせの合併ではないという位置付けで、この席に臨ませていただいているので、6つの町村の産業とか観光とか文化とかのエネルギーが結集して大きくなるという、そういう希望を持って出席させていただいている。

そういう意味では、観光も新しい市の大切な部分ですから、その中で今提案されたごみの問題をどこかの協議項目にあるのかないのか、ないのであれば、どこかの項目でここを検討していただくということをお願いしたいと思いますけれども。

事務局次長（宮島茂君）

ごみの問題につきましては、廃棄物の清掃等に関する法律、俗にいう廃掃法、そういう法律もございます。そこらへんも頭に入れながら、項目となり得るのかなり得ないのか、そこらへんを検討させていただきます。よろしいですか。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございますか、今ので。

ほかにいかがでございましょうか。

事務局は、そのほかいいですか。

（ な し ）

ほかにないようでございますから、以上をもちまして本日の議事を終了といたします。

ご協力ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

議長さん、どうもありがとうございました。

続きまして、次第の5番目でございます。

次回の協議会日程につきまして、事務局からお話させていただきます。

事務局次長（宮島茂君）

いままで大体月1回のペースで協議会をしてまいりました。その前に小委員会、その前に専門部会と、会議、会議の連続でございますけれど、提案がございます。

次回の日程といいますと、今6月ですから7月になりますが、7月10日木曜日、同時間、同場所ということでよろしいでしょうか。

そういう日程にさせていただきたいというお願いでございますが、よろしく願いいたします。

司会（風間喜久雄君）

続きまして、次第の6番、その他でございますが何か、事務局からお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

事務局から経過報告を1点させていただきたいと思っております。

綴じてない資料で、新市の名称を募集していますというA4判の両面印刷の資料が置いてあると思っておりますけれど、前回に新市の名称の募集方法を決定いただきまして、今まだ原稿の段階ですけれども、こういうようなことで事務事業が進んでおります。

「新市の名称を募集します」と、「募集期間が平成15年 月 日から平成15年 月 日」と、そこはまだ空欄になっております。その下に「右のはがきに記入してご応募ください」と、合併協議会マスコット「ロクちゃん」というのがあるんですが、このロクちゃんの頭が6町の地図になっておりまして、私どもの合併協議会のホームページを開いていただきますと、このロクちゃんが歓迎をすると、そういう感じの合併協議会のマスコット「ロクちゃん」でございます。

当然、切り取りのはがきがございまして、それから裏へいっていただきまして、「新市名称募集のお知らせ」と、募集基準ですが、これも再度確認をしたかったわけです。

県内に現存している市町村名及び同市町村名を含む名称は使用しない。

いってみれば、「春日居市」とか「石和市」とか、それはもう市町村名だからだめですよ。または「甲斐御坂」とか「石和温泉郷」とか、それは同じ市町村名を含む名称ですからだめですよ、そこらへんのことを でいっております。

あと から までは、漢字、ひらがな、及びカタカナにより標記された名称、当地域が地理的にイメージできる名称、当地域の歴史や文化にちなんだ名称、当地域の特長を表す名称、住民の理想や願いにちなんだ名称、その他新市名にふさわしい名称、こんな感じで募集をしようと思います。

これはもう外に出してしまいますので、 について、最終的に確認をさせていただきます。

それから、募集資格、募集方法、応募先等、これはまだ原稿の段階ですから、何かお気づきの点がございましたら、事務局にご一報いただければ直るかと思えます。

それから、募集の期間につきましては、6首長さんによる調整会議で決めたいと思っておりますけれども、これは協議会の議題ではございませんから、募集の期間につきまして、早くやったほうがいいよというようなご意見があるのか、または、じっくりやったほうがいいというご意見があるのか、何かご意見がございましたらお聞かせ願いたいと思えますが。

( な し )

では、募集の期間につきましては、調整会議で調整をして進めたいと思えます。

ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

その他、さらにないようでございますので、以上で本日の協議会を閉会とさせていただきますと思えます。

相互にあいさつを交わしていただきたいと思えますので、ご起立いただきたいと思えます。

相互に礼。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時35分

第6回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会 出席者

平成15年6月12日

【石和町】

荻野 正直  
志村 勢喜  
上野 稔  
羽中田 弘己  
山下 安・  
荻野 勇夫  
鈴木 貞夫  
山下 浩樹  
風間 雅子  
嶋田 正雄

【御坂町】

小澤 栄眞  
永野 一彦  
原田 徹  
渡邊 芳直  
岡 美枝子  
渡邊 昂  
古屋 栄  
長尾 壮  
小河内 英紀

【一宮町】

小宮山 文明  
中川 一彦  
萩原 正純  
竹下 光広  
雨宮 良孝  
岡 保和  
石川 英雄  
樋口 龍八  
古屋 伸吾  
水野 孝子

【八代町】

古屋 貞次  
樋口 猛  
風間 好美  
中村 春樹  
樋口 元治  
前島 弘子  
相澤 正子  
小越 寿々務  
武川 忠雄  
松山 政夫

【境川村】

角田 義一  
龍澤 敦  
相澤 直樹  
中村 長年  
宮川 一英  
小澤 恒夫  
岡 梅子  
高野 正貴  
新田 治江

【春日居町】

金井 豊明  
山本 富貴  
山崎 光世  
生原 英喜  
飯田 勝丸  
飯田 章雄  
今澤 龍男  
中村 喜光  
茂手木 貴子  
奥原 孝季